

## 地籍アドバイザーQ&A

(指導内容に関する都道府県・市区町村担当者及び担当職員への提供情報)

	内容	回答
1	<p>地籍図根多角測量の省略について 運用基準別表第1備考8に作業計画区内及び周辺の電子基準点に整合の取れた細部多角点等を与点として細部図根点が設置できる場合には、D工程を省略することができる。とあるが次のような場合はどうか</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周辺に4等三角点が3点あり、うち3点は、電子基準点取付あり</li> <li>2. 周辺に4等三角点が3点あり、うち2点は、電子基準点取付あり</li> <li>3. 周辺に4等三角点が3点あり、うち1点は、電子基準点取付あり</li> <li>4. 周辺に4等三角点が3点あり、全て、電子基準点取付なし</li> </ol>	4. 以外は省略可
2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認証請求書類について 不立会地調書や住所不明所有者等調書等での調査期間の何の期間を記載するか。</li> <li>2. 地籍測定(G工程)について G工程の町ごとの面積で町を跨いだ筆界未定になる箇所がある。このような場合はどのように処理すればよいか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国土調査法第7条で公示した調査期間を記載する。</li> <li>2. 調査地区外周部分で筆界未定が発生した場合、未定部分は推定線で形をとって暫定的に面積を算出していることから筆界未定線で面積を出す。</li> </ol>
3	<p>土地所有者等の所在が明らかでない場合の処理について 土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査について、客観的資料がない場合の調査はどのようにすれば良いか。</p>	<p>「土地所有者等の所在が明らかでないことの確認方法のフォロー」では、現地調査の通知をした際に、通知先判明の場合と所在不明の場合で対応が異なってくる。その後、通知先の調査で判明し現地立会したとしても不承認の場合は筆界未定となる。また、所在不明で客観的な資料もない場合も所在不明となる。</p>
4	<p>平成26年度に官民境界先行調査を実施した地区において、民境界が定まっておらず、登記もされていないことから、地元から一筆地調査を要望されている。一筆地調査を計画しているが、官民境界先行調査の後続調査では、補正が必要か。また、どのように補正すればいいのでしょうか？</p>	<p>補正係数については、積算基準書P127に記載があるように、官民境界等先行調査後の一筆地調査については、補正係数40%を標準としてE工程の一部、F I 工程、F II -1工程に乗じるものとしております。</p>

(指導内容に関する都道府県・市区町村担当者及び担当職員への提供情報)

	内容	回答
5	<p>過年度実施の地籍調査の追加分の扱いについて                      次年度に現地立会が実施でき、筆界未定解消となったが、分筆するための測量に必要な細部図根点を設置していなかったため、追加で細部図根点を設置することになった。</p> <p>追加分の成果検定の受検は必要か。                      ※筆界未定解消を反映した原図を作成し、11月に閲覧を行う予定                      筆界未定解消に伴って、確認する筆数が増えたり、分筆があったりした場合、H工程は成果検定に出しませんが、一筆地測量と同様の点検や検査を行うべきでしょうか。</p>	<p>検定を受けて精度を担保することが望ましい。</p> <p>H工程の検定はないため、市区町村で工程管理を実施してください。</p>
6	<p>E工程の一筆地調査の歩掛には杭打ち作業も含まれているか。</p>	<p>筆界確認においては、各土地所有者同士で確認する行為である。また、準則第21条において、筆界標示杭は実施者が調査する日までに設置するものとなっていることからE工程の積算には含まれていない。</p>
7	<p>工程管理の記録について                      地籍図及び地籍簿の作成(H工程)の工程管理記録表の地籍図原図の整理で調査後筆数の1%以上抽出で単位は面となっているので、抽出した筆に該当する原図の枚数(面数)を記載すればよいか。</p>	<p>筆で記載する。</p>
8	<p>都市部地籍細部測量を実施する場合、細部図根点に木杭、プラスチック杭を使用することは困難です。積算基準書の細部図根測量では上記のとおり記載がありますが、準則運用基準別表第2(4)に準じ、金属標に置き換えて、積算することは可能か。</p>	<p>細部図根点の標識の規格は規定されておりませんので、金属標、金属鋸、図根多角点と同様のプラ杭等でよい。</p>
9	<p>質問内容は、C工程の環閉合は添付の観測図のとおりでよいかというものです。                      私の個人的な意見としましては、M21-3とM21-6を結び(基線ベクトルを観測し)、環閉合はM21-3～M21-4～M21-5～M21-6～M21-3とすべきと考えます。                      なお、併せて網構成の適切性について、気がかりな点は、計画面積1.52平方キロに対して既設点を含め地籍図根三角点が約15点となり、山林部としては配点密度が高過ぎるのではないかとということです。</p>	<p>図面を確認しました。網構成としては、業者が提出してきた網構成で問題ありませんが、圃場整備地区を除外(調査しない)というのであれば、契約変更が発生し、M21-1及びM21-6が不要になるのではないかと思います。そうなった際は、再選点となるのでは…と思います。                      現段階では網構成は問題ありませんので、面積減により、契約変更が発生し、再選点となるかどうかの確認はした方がいいと思われます。</p>

(指導内容に関する都道府県・市区町村担当者及び担当職員への提供情報)

	内容	回答
10	<p>細部図根測量の省略について質問いたします。</p> <p>1. D工程から一筆測量へ進んだ事により細部図根点を省略してしまった事についての問題点</p> <p>2. 当初事業計画において、細部図根点を行う予定が結果的に細部図根点を省略してしまった事についての問題点</p>	<p>細部図根測量を省略したとのことですが、準則第42条第2項において、「前項第四号(一筆地測量)に掲げる作業において、施行令別表第4に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号(地籍図根三角測量)から第三号(細部図根測量)までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる」と規定されております。</p> <p>以上の規定により、一筆地測量の結果が施行令別表第4の限度内におさまっていれば細部図根測量は省略されても問題ありません。</p> <p>ただし、細部図根測量を実施する旨での仕様となっている場合は、負担金返還の可能性がります。負担金については、県へお問合わせください。</p>
11	<p>D工程の精度管理において、1-15路線の路線長は1836m、測点数は54点となっております。</p> <p>運用基準によると、1次路線の路線長は1.5km以下が標準、また、測点数は50点以下とすること、とされていますが、これを超えていることについてはどのように整理しておけばよいのでしょうか。</p>	<p>運用基準第27条第6項、第7項、第8項に記載されている、路線長、最短距離、新点数を精度管理表で確認する際は、「精度管理表その2」で確認することとなります。</p> <p>「精度管理表その1」は、点検計算時の路線長、測点数となりますので、運用基準第27条の路線長、最短距離、新点数とは一切関係ございません。</p> <p>以上のことより、精度管理表その2を確認していただき、全て運用基準第27条第6項、第7項、第8項の規定内におさまっていれば、問題ありません。</p>
12	<p>【一筆地測量と並行して設置する細部図根点について】</p> <p>準則等の改正により、一筆地測量と並行して細部放射点を設置できることとなりましたが、この方法で設置する細部放射点については、設置前に選点図等で実施者の承諾が必要でしょうか。改正前準則の場合、選点図や平均図で承諾をして、その後に作業となっていました。一筆地測量と並行する場合、一筆地測量中に必要になった段階で承諾が必要となると、なかなか手間がかかります。</p> <p>また、今年度当町では、細部放射点の設置が2回に分かれると工程管理がしづらいと感じたため、すべての細部放射点を一筆地測量と並行して設置してもらおうと考えています。</p>	<p>追加で実施した細部放射点の選点図については、実施者の承諾が必要となります。</p> <p>また、当初の細部放射点、一筆地測量と並行して設置した細部放射点についての工程管理は、2回工程管理が発生しますので、記録表等も2種類発生することとなります。</p>

(指導内容に関する都道府県・市区町村担当者及び担当職員への提供情報)

	内容	回答
13	<p>道路管理者から県道拡幅に伴い当該地籍図根三角点の移設を求められました。            拡幅後は道路面が約10cm下がるため、仮に元々設置した場所に復元したとしても標高が約10cm低くなります。</p> <p>地籍調査Q &amp; Aには「図根点を移転した場合は、新点扱いでなく単に成果の修正のみを行って下さい。」とありますが、今回の場合も同様の対応でよろしいでしょうか。また、成果の修正の具体的な方法（観測及び計算方法等）を御教示願います。</p>	<p>今年度はC工程までの作業であり、D工程以降は来年度ということですので、移設する新設地籍図根三角点は、移設後に再観測、再計算という流れになります。</p> <p>D工程以降に既に着手している場合であれば、移設後に公共測量の届け出をし、公共基準点として観測、計算を実施する流れとなります。</p>
14	<p>成果検定を受けた場合、例えばC工程では、観測及び測定（C4）、計算（C5）、取りまとめ（C7）の各工程小分類が終了した時点では工程管理及び検査を行わずに、検定証明書及び検定記録書が届いた後に、その記載内容を確認することになります。（工程管理及び検査規程細則5②）</p> <p>この場合、上記の各工程小分類に係る工程管理記録表の記事欄の点検年月日については、検定証明書及び検定記録書の記載内容を確認した日を記載すればよいと考えますが、問題ないでしょうか。</p> <p>なお、当職としては成果検定を受けたことを明確にするために、工程管理記録表の記事欄又は欄外余白等に「検定証明書及び検定記録書による。」（検定記録書のみ届いた段階で記載内容を確認した場合は「検定記録書による。」）と記載することにしたいと考えております。</p>	<p>結論としては「検定記録書による」で問題ありません。</p> <p>記録表は規定にぶら下がっている様式ではなく、様式や内容については任意となりますが、今回の手引きに記載されているように点検年月日を記載すると工程小分類毎に工程管理を実施するという規定に反しますので、記事欄には点検年月日は記載せずに、「検定記録書による」が妥当と思います。</p>
15	<p>F I 工程の市職員立会における点検数について</p>	<p>F I 工程（細部図根測量）において、多角法、放射法のように観測方法が複数ある場合は、観測方法毎に工程管理上の現地立会いが発生しますので、黄色セルの23点が正しい現地立会い数量となります。</p>

(指導内容に関する都道府県・市区町村担当者及び担当職員への提供情報)

	内容	回答
16	<p>TS法による細部図根測量における網図等の与点の表記について、H29にC～F（D省略）を行う地区（乙1）の細部図根測量の与点について、隣接する、同じくH29にF（街区基準点によりCD実施済）を実施する地区（甲2）の細部図根測量により設置した細部図根点を既設与点として使用しています。この場合、網図等の与点の下に括弧書きで表記する認証日はどのように行えばよいでしょうか。（H31.6認証予定）（〇〇地区と同時申請）等</p>	<p>未認証の既設点については、(H . 認証)のように年月部分は空欄にすることで、以前、国交省の確認を得ております。</p>